

定 款

マックスバリュ西日本株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、マックスバリュ西日本株式会社と称し、英文ではMAXVALU NISHINIHON CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 青果物、魚介類および食肉類の加工、荷受卸売、販売および輸出入。
2. 惣菜類（煮物・焼物・揚物・蒸し物・酢の物・あえ物等）、仕出し弁当、めん類および豆腐の製造、加工、卸売、販売および輸出入。
3. 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、銃砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじの売りさばき。
4. 酒類の小売、卸売および輸出入。
5. その他食料品、衣料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、装飾品雑貨その他の百貨の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入。
6. 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入。
7. 自動車、自転車、軽車両その他運搬車等の車両、ヨット、モーターボートおよびこれらの部品附属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業。
8. プリペイドカード、電子マネーおよび商品券の発行および販売。
9. 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の製作、販売、輸出入および賃貸。
10. 絵画その他美術品、スポーツ用具、医療用具、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸。
11. 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸。
12. インターネット、カタログその他の方法による通信販売業。
13. 会社、個人経営の計算事務代行および電子機器による決済代行業務。
14. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守。
15. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業。
16. 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊戯場、公衆浴場、スポーツ施設、文化教室および駐車場の経営。
17. 学習塾、結婚式場、展示会場ならびにプレイガイドの経営。
18. 保育園・託児所および学童保育施設等の経営。
19. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導、その他経営コンサルタント業。
20. ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業。
21. 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、貨物運送取扱事業、港湾運送取扱事業および倉庫業。
22. 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務。
23. 品質管理業務の受託および運営。
24. 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務。
25. 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋。
26. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業。
27. イベント、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、運営、管理および実施。
28. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金ならびに支払いの代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務、金融商品仲介業および総合リース業。
29. 損害保険代理業および生命保険募集業ならびに損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援。
30. 介護保険法に基づく訪問介護事業、通所介護事業、共同生活介護事業、居宅訪問介護事業、特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業。
31. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業。
32. 一般産業廃棄物の収集・運搬・処理事業ならびにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業。
33. 前各号に関連する一切の業務。
34. 前各号に規定する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を広島県広島市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、90,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、基準日の翌日より3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。

- ② 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、17名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(社外取締役の責任限定契約)

第24条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第25条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(社外監査役の責任限定契約)

第32条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(期末配当の基準日)

第35条 当社は、毎年2月末日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当の基準日)

第36条 当社は、毎年8月31日を基準日として、取締役会の決議をもって、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第37条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

本定款は、当社の現行定款であります。

2020年5月15日

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 平尾 健一